

令和3年度 四万十市教育研究会 サークル活動について

四万十市教育研究会

四万十市教育研究会発足から今年で46年が経過し、教育に関する研究体制・研修体制も変わり、数多くの研修が計画されるようになりました。本市のサークルⅠ（教科研修）も一定の歩みの中で役割を果たし、この目的を新たな方法で考えていくタイミングにきています。現在、各教科・領域で様々な研修が企画され、各小中学校教職員も積極的に参加している反面、研修が多く参加するのが厳しい状況がありました。**そこで、令和2年度は、四万十市内で計画されている研究大会や研修会を精選するために、サークルⅠの活動の役割を他の研修会等に移す方法で見直しを行い、試行を行いました。また、サークルⅡも研究大会を休止し、夏季研修会のみ行いました。令和2年度の試行を踏まえ、引き続き試行期間として令和3年度は以下の様に活動を行います。**

- ①サークルⅠの12の教科サークルの活動を休止し、各会員が希望する四万十市内で開催される研修会等に参加する形に移行する。**ただし、中学校技能教科（保健体育・音楽・技術家庭科・美術）は、別に定める。**
- ②市内の教職員が必ず1人1回以上、四万十市で行われる研修会等の中から希望する研修を選択、参加する。
- ③教材研究、授業研究がセットになっている研修会については、できれば両方参加することが望ましい。
- ④研修会等が行われる学校の所属教員は、所属校で研究を行っており、その研究をもって研修に充ててもよい。ただし、希望があれば学校長の判断で、他校で開催される研修会等に参加することも可能。
- ⑤参加できる研修会等は、四万十市内で開催されるものに限る。
- ⑥**中学校技能教科は、各教科を担当している中学校教員が原則として全員参加し、技能教科部会を組織する。そして、夏季休業中の事務局が設定した日に夏季研修会を行うこととする。研修は、免許を持っている教員を中心として計画し、これには小学校教員も希望すれば参加することができ、サークルⅠに替わる研修会に充てることができる。**
- ⑥各学校で担当する分掌での悉皆研修がこの研修会等に重なっている場合、できれば悉皆研修とは別の研修会等を希望することが望ましいが、これに充てるか否かは学校長の判断による。
- ⑦各教員の研修会等への参加体制については、各教員の希望に基づき、各学校の実情に合わせて学校長が判断・決定する。
- ⑧**年度当初**に各小中学校で**研修参加計画書**を、**年度途中**と**年度末**には、**進捗状況**並びに**実績報告書**を作成し、**研究所に提出**する。様式は、研究所で作成し、送付する。
- ⑨サークルⅠに含まれていた養護教諭部会、学校事務部会、栄養教諭部会については、それぞれの部会で行っている研修活動を継続する。**また、各部会で上記の中学校技能教科部会と同様に夏季休業中に研修会を行うことができる。**
- ⑩**今後のサークル組織の活動については、サークルⅡの活動を主体として計画をする。令和3年度も夏季研修会のみとするが、夏季研修会以外でもサークル・部会独自に研修会を行うことは可能である。**
- ⑪**以上の実践をふまえ、令和4年度以降のサークルの入れ替えや新しいサークルの設立等の組織再編に生かす。**